

# クリーンプラントへの毎月第4日曜日と年末のごみ持ち込みは 事前予約制です

(不燃・粗大ごみ処理施設)

※クリスタルプラザ及び伊香クリーンプラザは、これまでどおり予約なしで持ち込めます

## ◎予約方法

電話で予約してください。

事前予約専用番号 **0749-74-1300**

## ◎予約受付日時

※第4日曜日の場合

○当該月の1日～第4日曜日の2日前まで  
(土日祝日は除く)

○受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

## ◎予約時に必要な情報

- ①ごみの出た場所の住所
- ②持込者の氏名、住所、電話番号
- ③持ち込み希望時間
- ④ごみの種類 等

## ◎持ち込み時に必要な情報等

- ①受付番号（予約時にお伝えします。）
- ②持込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
- ③ごみの出た場所の住所がわかる書類（公共料金の通知書等）  
※持込者の住所とごみの出た場所が異なる場合

## ◎注意事項（必ずご確認ください）

- ①クリーンプラントへ持ち込めるごみ：長浜市（※木之本、余呉、西浅井地域を除く）と米原市から発生した家庭系一般廃棄物の不燃ごみと粗大ごみに限ります。※伊香クリーンプラザへお持ち込みください。
- ②持ち込み回数（台数）：1世帯につき、1日最大2回（台）まで。
- ③聴覚や言語にしょうがいのある方、外国人の方：ファックス（日本語のみ）で予約ができます。  
【予約時に必要な情報】とご自宅のファックス番号を記載のうえ、【予約受付日時】の期間にファックスしてください。

その他の注意事項もありますので、センターホームページをご覧ください。



▲English translation



▲Tradução portuguesa



▲Traducción Española

センターホームページ▶  
問い合わせ先：クリーンプラント  
電話：0749-74-3377  
FAX：0749-74-3376



## ➤ 新一般廃棄物処理施設整備運営事業

### 【特定事業の選定及び公表について】

新一般廃棄物処理施設整備運営事業については、PFI 事業に基づき民間事業者自らが新施設を設計・建設し、施設の維持管理運営を行う BTO 方式により実施する方針とし、令和4年1月11日にその方針を定め公表を行いました。センターでは、実施方針に対する民間事業者からの意見等の聴取を行い、本事業を特定事業として選定するための客観的評価を下記のとおり行います。

#### <定性的な評価>

1. 民間事業者の創意工夫の発揮によるサービス水準の向上
2. 複層的なモニタリングによる事業への安心感
3. リスク分担の明確化による事業の安定運営
4. 財政負担の平準化と適正な維持管理

#### <定量的な評価>

センターが自ら実施する場合と PFI 事業により実施する場合の財政負担の縮減

#### <リスクの評価>

リスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時の被害額の抑制ができる

### 総合評価

- ・センターの財政負担の縮減が期待できること
- ・公共サービスの水準の向上が期待できること
- ・リスクの顕在化抑制及び被害額抑制による安定した事業運営が期待できること

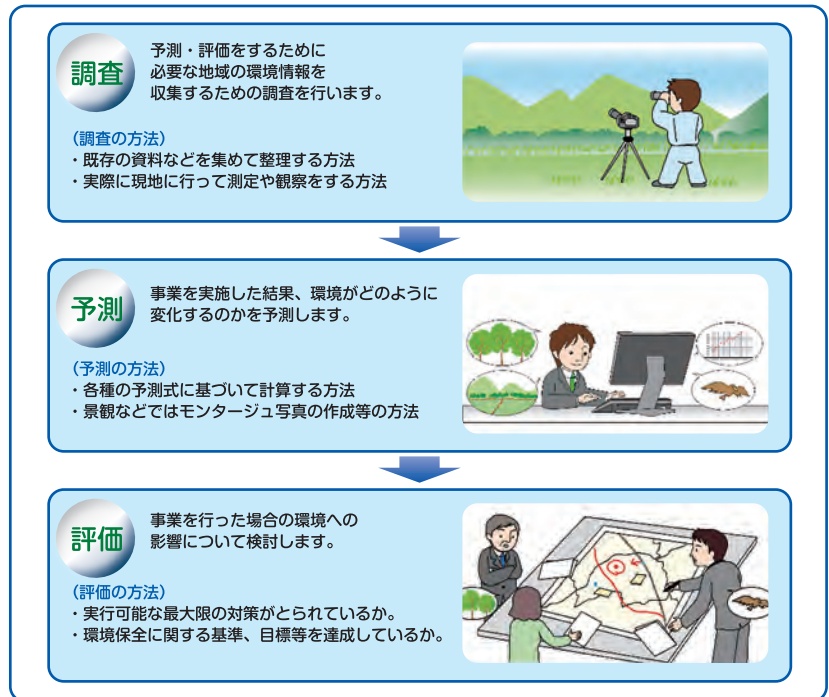
以上の総合評価の結果により、センターは本事業を特定事業として実施することが適当であると認められた場合、PFI 法第7条に基づく特定事業として選定します。なお、特定事業選定後は、PFI 事業として事業者募集公告を行う予定です。

詳細については、センターホームページ(<http://www.kohoku-kouiki.jp/>)をご覧ください。

# 環境影響評価について（新一般廃棄物処理施設整備事業）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業が環境に与える影響を調査・予測・評価することで、環境保全の観点からより良い事業計画を作り上げていくための制度です。

センターでは、新一般廃棄物処理施設整備運営事業として、新たな焼却施設、リサイクル施設及び汚泥再生処理センターの整備を進めるにあたり、令和元年度から令和3年度までの間、「滋賀県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価を実施しました。



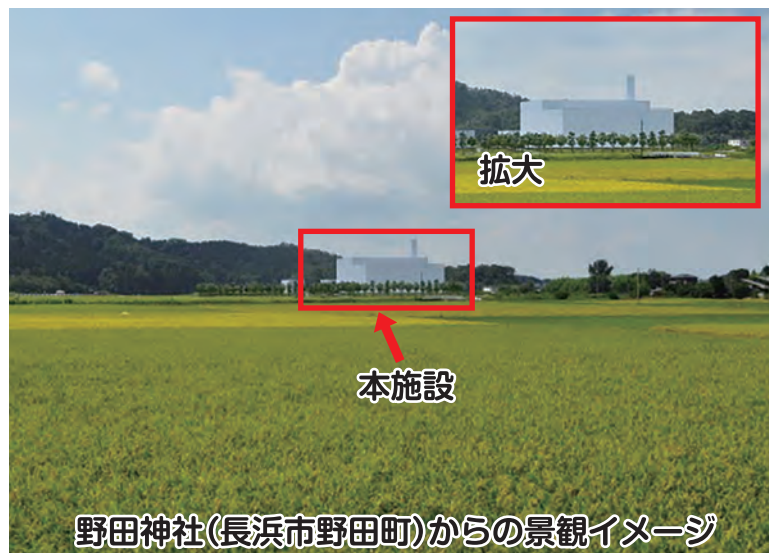
環境影響評価制度には、「配慮書」⇒「方法書」⇒「準備書」⇒「評価書」の4つの段階があります。各手続き段階において、作成図書の公告・縦覧および住民説明会を実施し、いただいたご意見を踏まえ、今回、「**環境影響評価書**」を作成しました。

## 【環境影響評価図書の公告・縦覧、住民説明会の実施経過】

手続き段階	公告・縦覧	住民説明会
配慮書	令和元年8月6日～9月5日	
方法書	令和元年12月17日～令和2年1月16日	令和2年1月11日（昼・夜）
準備書	令和3年5月21日～6月21日	令和3年5月29日（昼・夜）

## 【環境影響評価の結果について】

本事業の実施が環境に及ぼす影響として、「**大気質、騒音、超低周波音、振動、悪臭、水質、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス、文化財および伝承文化（14項目）**」について、現地調査結果および施設計画等を踏まえて影響の予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行い、本事業実施による影響の評価を行いました。



野田神社(長浜市野田町)からの景観イメージ  
 (※施設形状は想定イメージであり、詳細は今後の実施設計で検討します。)

## <主な予測結果>

■ **大気質（煙突排ガス）**：供用後の煙突排出ガスによる大気質の長期予測（年平均値）の結果は、最大着地濃度地点（事業実施区域南東側約 400mの位置に出現）において、環境基準等の環境保全目標値以下となると予測しました。

ダイオキシン類を例とし、下記に各予測地点における予測結果を示します。

### 【ダイオキシン類の長期予測結果（焼却施設の影響：年平均値）】

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

予測地点	寄与濃度*1	バックグラウンド濃度*2	予測結果	環境基準
1. 対象事業実施区域近傍	0.00010	0.0054	0.0055	0.6以下
2. 大依公会堂	0.00014	0.0059	0.0060	
3. 八島公会堂	0.00008	0.0061	0.0062	
4. 田根小学校	0.00006	0.0066	0.0067	
5. 木尾町運動場	0.00024	0.0055	0.0057	
6. <b>最大着地濃度地点</b>	0.00132	0.0066	0.0079	



※ 1：寄与濃度とは、施設からの影響による濃度の最大値です。 ※ 2：バックグラウンド濃度とは、施設が稼働していない現時点の濃度です。

■ **動植物、生態系**：現地調査の結果、対象事業実施区域およびその周辺において、下記の写真に示すような重要な種（滋賀県レッドデータブックに記載種など）が確認されました。

これらの種の一部については、工事による生息地の消失または縮小があるものの、その影響の程度は小さいものと予測しました。



## <影響評価の結果>

影響の予測を行った項目については、**工事中および供用後において適切な環境保全措置を実施**することで、いずれも環境の保全に係る基準または目標との整合性は図られるとともに、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されることから、**環境保全への配慮は適正であると評価**しました。

### <環境影響評価書の縦覧の実施>

今回作成した環境影響評価書を、以下のとおり縦覧しています。

#### ■ 縦覧期間

令和 4 年 3 月 22 日(火)～4 月 21 日(木) (各縦覧場所の執務時間内)

#### ■ 縦覧場所

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| (1)滋賀県 総合企画部 県民活動生活課県民情報室 | (2)滋賀県 湖北環境事務所      |
| (3)長浜市 市民生活部 環境保全課        | (4)長浜市 市民生活部 浅井支所   |
| (5)米原市 市民部 自治協働課          | (6)湖北広域行政事務センター 事務局 |

※湖北広域行政事務センターホームページ上でも公表しています。